

「小樽市火災予防条例の一部を改正する条例(案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- 1 意見等の提出者数 1人
- 2 意見等の件数 2件
- 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 0件
- 4 意見等の概要及び市の考え方

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	<p>市の広報誌における公表や観光客に配慮して観光案内所に掲載してはどうか。 また、表記については、外国人の方にも理解してもらうために、最低でも英語や中国語で公表する必要があるのではないかと。</p>	<p>公表のしる手続など必要な事項は、規則で定めることとしていますが、市の広報誌への掲載は、公表に係る手続後の速やかな掲載及び削除ができないことから、掲載は考えていません。 また、観光案内所への掲載についても、市内4か所の観光案内所が本市の所有ではないこと及び前述と同様に速やかな掲載及び削除ができないことから、掲載については考えていません。 なお、外国語表記については、本市ホームページが自動翻訳システム(ASP)により、英語、中国語及び韓国語に翻訳できるため、外国人の方であっても確認することができるようになっています。</p>
2	<p>防火対象物の名称及び所在地のほかに事業所を含めてはどうか。</p>	<p>建物を利用する方に対して、幅広く正確な内容を情報提供できるように、規則の改正の際に参考とさせていただきます。</p>
3		
4		
5		
6		
7		

No.	意見等の概要	市の考え方等
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

\* 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

\* 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。